

避難生活環境改善推進事業費補助金実施要領

第1 趣旨

災害時に県との協定等に基づき被災者支援を行おうとする県内NPO法人等（以下、「補助対象者」という）が、避難所等の生活環境改善に資する車両や資機材（以下、支援資機材等という）を購入するのに必要となる経費に対し助成を行うことで、避難生活における良好な生活環境の確保の推進を図る。

第2 事業の内容等

災害時に県との協定等に基づき被災者支援を行おうとする補助対象者が以下の支援資機材等を購入するための経費を補助する。

| 種別 | 支援資機材の例 | 補助対象経費・補助率等 |
|---------------|---|---|
| 食事の質の確保に資するもの | <ul style="list-style-type: none"> ・ キッチントレーラー ・ キッチンカー ・ キッチンコンテナ ・ 災害多人数キッチンシステム ・ 移動かまど | <p>■ 補助対象経費</p> <p>① 車両購入費 キッチンカーとして使用する車両の購入に要する経費（中古車も可） ※ただし、車両改造費または設備導入費を伴うこと。</p> <p>② 車両改造費 ガス、電気、水道設置、販売用カウンターなどのキッチンカー製作に要する経費</p> <p>③ 設備導入費 コンロ、シンク、冷蔵庫、給水用タンク、蓄電池などキッチンカー内で使用する設備の購入・設置に要する経費 ※容易に車外に持ち出し使用できない等、汎用性がないものに限る</p> <p>④ その他 (1) 炊き出しに資する繰り返し使用可能な資機材（調理用鍋、かまど、LPガスバ</p> |

| | | |
|---------------|---|--|
| | | <p>ーナーセット等)の購入に要する経費 ※炊き出しに使用するガス等の消耗品は対象外 (2)その他避難所等の食事の質の確保に資する資機材の購入に要する経費</p> <p>■補助率 4/5以内 (上限10,000千円/団体)</p> |
| 生活用水の確保に資するもの | <ul style="list-style-type: none"> ・シャワーカー ・移動式お風呂カー ・水循環シャワーシステム ・循環式お風呂システム ・ランドリーカー ・手洗いユニット <p style="text-align: right;">等</p> | <p>■補助対象経費</p> <p>○車両タイプ</p> <p>① 車両購入費 入浴車両として使用する車両の購入に要する経費(中古車も可) ※ただし、車両改造費または設備導入費を伴うこと</p> <p>② 車両改造費 入浴に資する車両の改造に要する経費</p> <p>③ 設備導入費 入浴の際に使用する設備の購入・設置に要する経費 ※ただし、容易に車外に持ち出し使用できない等、汎用性がないものに限る</p> <p>④ その他 (1)繰り返し使用でき、かつ移動可能な資機材の購入に要する経費(フィルター交換費用などのランニングコストは対象外) (2)避難所等の生活用水の確保に資する資機材の購入</p> |

| | | |
|------------------------|---|---|
| | | <p>に要する経費</p> <p>■補助率 4/5以内 (上限10,000千円/団体)</p> |
| <p>トイレの確保・管理に資するもの</p> | <p>・トイレトレーラー ・トイレカー ・仮設トイレ (快適トイレ仕様)</p> <p>等</p> | <p>■補助対象経費</p> <p>① 車両購入費 トイレカー・トイレトレーラーとして、使用する車両の購入に要する経費(中古車も可) ただし、車両改造費または設備導入費を伴うこと ※トイレを提供する体制の整っている車両を購入する場合はこの限りではない</p> <p>② 車両改造費 便器、換気扇、手洗い設備などのトイレカー・トレーラー制作に要する経費</p> <p>③ 設備導入費 手洗い設備、便器、照明などトイレカー・トレーラーで使用する設備の購入・設置に要する経費 ※容易に車外に持ち出し使用できない等、汎用性がないものに限る</p> <p>④ その他 (1)繰り返し使用でき、かつ移動可能なトイレの購入に要する経費 ※携帯トイレ等使い捨ての消耗品は対象外(トイレトペーパー等も同様) (2)その他避難所等のトイレ</p> |

| | | |
|------------------------------|--|--|
| | | <p>レ環境改善に資する資機材の購入に要する経費</p> <p>■補助率 4 / 5 以内 (上限10,000千円/団体)</p> |
| <p>その他避難所等の生活環境の確保に資するもの</p> | <p>・ペット移動診療車 等 ・その他知事が特に必要と認める経費</p> | <p>■補助対象経費</p> <p>①車両購入費 移動診療車として使用する車両の購入に要する経費 (中古車も可) ※ただし、車両改造費または設備導入費を伴うこと</p> <p>②車両改造費 ペット診療車製作に要する経費</p> <p>③設備導入費 ケージ等移動診療車内で使用する設備の購入・設置に要する経費 ※ただし、容易に車外に持ち出し使用できない等、汎用性がないものに限る</p> <p>④その他 避難所等の生活環境確保の確保に資する資機材の購入に要する経費</p> <p>■補助率 4 / 5 以内 (上限10,000千円/団体)</p> |

※補助対象事業ごとに県補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

※本事業は予算がなくなり次第、終了するものとする。

第3 事業の運営

- 1 補助対象事業者は、補助金交付申請の採択後、速やかに県と災害時の被災者支援に関する連携協定締結に向けた協議を行うとともに、事業計画書（様式4）を提出するものとする。
- 2 補助対象事業者は、防災に関する普及啓発を図るため、上記事業計画書に基づき、当該事業で購入した支援資機材等を平時のイベントや県の要請に基づき参加する必要がある防災訓練等で活用するものとする。

第4 事業実施計画の作成及び認定

- 1 補助金の交付を希望する事業者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を知事に提出するものとする。
 - (1) 採択申請書（第1号様式）
 - (2) 収支予算書（第2号様式）
 - (3) 誓約書（第3号様式）
 - (4) 事業計画書（第4号様式）
- 2 知事は、必要に応じて誓約書の記載内容を大分県警察本部長に照会するものとする。
- 3 申請書類の提出を受けた知事は、避難生活環境改善推進事業費補助金取扱内規により、速やかに支援の適否を決定し、その旨を事業内定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、必要がある場合には、申請内容について調査し、申請者に説明を求めることができる。

第5 欠格条項

この補助金は、次のいずれかに該当する団体等は対象としない。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体

第6 その他

この要領に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年3月31日から施行し、令和6年度補正予算に係る避難生活環境改善推進事業費補助金から適用する。